

全国商工新聞

長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中天167-1
☎ 33-5948

2018年
4月9日
第1902号

「刑事訴訟の恐れ」を理由に
答弁拒否を連発しながら、首相
夫妻らの関与は同の根拠も示さ
ず否定した佐川元理財局長。自
身の関わりも証言を拒否して認
めずに、なぜ首相夫妻や官邸の
指示はなかったと言えらるのてし
よう。疑念はますます深まりました。

「帳面指導」のつもりが、源泉所得税の税務調査 税務署から訪問連絡があったら、すぐに役員・事務局へ

先日、東支部のある会員（Aさん）に税務署員が訪ねました（事前に訪問期日を約束）。電話でのやり取りでは「帳面指導」と認識していましたが、改めて訪問の目的を確認すると、実際は源泉所得税の税務調査でした。始まりは2月、税務署からAさんに源泉税に関して訪問する旨の電話がありました。Aさんは源泉税を納付し忘れていました。Aさんはすぐに民商事務局に連絡。Aさんは「税務署は『帳面指導』に訪問すると言っている」と話していたため、税務調査よりも法的強制力が落ちる「行政指導」と判断。「指導」の期日を先送りする一方、その対策として数回にわたって打ち合わせを行いました。

事務局立会いのもと迎えた税務署員訪問の当日、訪問目的を確認すると、何と「源泉税の税務調査」。これに対して「税務調査でなく、帳面指導のはずだ」と抗議しましたが、税務署員は「源泉税の税務調査とはつきり言った」と主張。こちらはなおも抵抗、調査対象を問うと、「源泉税計算のもとになる」従業員に支払った給与の額が対象。Aさんの所得税は「調査対象外」とのこと。これが打ち合わせを行った際に想定した「指導」対象と合致していたため、Aさんは調査を了承しました。

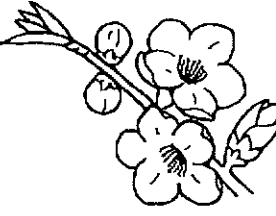


調査そのものは給与の額等を記したAさんのノートをコピーするなど、短時間で終わりました。税務署でこれを再計算し、税額が確定した後、支払いという流れになります。税務署から訪問する旨の連絡があったら、訪問目的をしっかりと確認し、期日は保留。すぐに役員や民商事務所に連絡してください。一緒に対策を考えましょう。

新入事務局員


星野文彦さんを迎えました

4月2日、長岡民商は新しい事務局員として星野文彦さんを迎えました。星野さんはこれまで事務畑を歩み、他の事業所からも内定を頂きましたが、第一希望は長岡民商事務局です！と熱意を持って入局しました。みなさま、星野事務局をどうぞよろしくお願いいたします。



建設業許可の変更届作成・提出をお忘れなく！

建設業許可を受けた建築業者は、決算終了後4ヶ月以内に変更届（決算変更届）を提出する必要があります。また、5年に一度、更新届を出さなければなりません。変更届を提出せずに3年が経過した場合、その後の申請が非常に難しくなりますので、忘れずに作成・提出しましょう。変更届には、決算書・工事経歴書・事業税の納税証明書などが必要。ご相談は事務局までご連絡ください。



重要 労働保険 年度更新のお知らせ

長岡民商労働保険事務組合に加入の皆様へ
新年度が始まり、労働保険料（労災保険・雇用保険）の確定と更新の時期になりました。関係書類を発送しましたので、書類と毎月の賃金、建設業の場合は元請工事の金額や期間等の資料をお持ちのうえ、左記の日時にお越しください。

- 4月16日（月）午前10時から午後4時まで
- 4月17日（火）午前10時から午後4時まで
- 4月18日（水）午前10時から正午まで

